

○家事事件手続法

平成二六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四七 附則一三条 平成二六・四・一施行）による改正前の条文

■第一八三条

（申立ての特則）

第一八三条 扶養義務の設定の申立ては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条第二項第四号の規定による保護者の選任の申立てと同一の申立てによりするときは、精神障害者の住所を管轄する家庭裁判所にもすることができ、

■第二編第二章第二十五節

第二十五節 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

■第二四一条

第二四一条① 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件（別表第一の百三十の項の事についての審判事件をいう。第四項において同じ。）は、精神障害者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

② 略

③ 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができ、

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者（申立人を除く。）

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者（申立人を除く。）

三 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てを却下する審判 申立人

④ 略

■別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の項

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	百三十
保護者の順位の変更及び保護者の選任	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書及び同項第四号